

管理医療機器販売業・貸与業届出書(別紙)

取り扱おうとする管理医療機器 (該当する欄の□を塗りつぶしてください。)	管理者の該当資格 (該当する資格の□を塗りつぶしてください。)
☐ 特定管理医療機器 (補聴器、家庭用電気治療器及びプログラム 特定管理医療機器以外)	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項
☐ 補聴器のみ	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項第1号
☐ 家庭用電気治療器のみ	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項第2号
☐ プログラム特定管理医療機器のみ	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項第3号
☐ 補聴器及び家庭用電気治療器のみ	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項第1号及び第2号
☐ 補聴器及び プログラム特定管理医療機器のみ	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項第1号及び第3号
☐ 家庭用電気治療器及び プログラム特定管理医療機器のみ	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項第2号及び第3号
☐ 補聴器、家庭用電気治療器及びプログラム 特定管理医療機器のみ	☐ 規則第162条第1項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第2項第1号又は第2号 ☐ 規則第162条第3項 ☐ 規則第162条第4項 ☐ 規則第175条第1項第1号、第2号及び 第3号
☐ 専ら家庭において使用される管理医療機器 であって、厚生労働大臣の指定するもののみ	管理者の設置は不要

※規則：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」